

改正

昭和46年6月23日条例第21号

昭和47年4月1日条例第23号

昭和48年3月26日条例第14号

昭和53年3月31日条例第13号

昭和56年12月25日条例第40号

昭和58年6月28日条例第18号

昭和58年9月28日条例第25号

昭和59年9月27日条例第36号

昭和61年12月26日条例第43号

平成9年12月22日条例第24号

平成11年3月26日条例第10号

平成13年12月28日条例第23号

平成16年3月29日条例第3号

平成16年12月27日条例第28号

平成21年9月29日条例第20号

平成26年6月30日条例第15号

平成29年9月28日条例第12号

平成30年6月28日条例第17号

令和2年3月30日条例第2号

大和市生涯学習センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の生涯学習の振興に資するとともに、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館事業等を行うための施設（以下「生涯学習センター」という。）の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に、法第21条第1項の規定による生涯学習センターを設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生涯学習の振興に資する事業の実施、情報の収集及び相談に関すること。
- (2) 法第22条に規定する事業
- (3) 各種催し及び地域住民の自主的な活動のための利用に供すること。

(指定管理者による管理)

第4条 生涯学習センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 生涯学習センターの指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。次条において「文化創造拠点等条例」という。）で定める。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、生涯学習センターに関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 利用の承認に関する業務
 - (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
 - (4) 施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
 - (5) その他市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点等条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

(開館時間等)

第6条 生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

- 2 大和市生涯学習センターの施設のうち、市民交流ラウンジの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの施設のうち、駐輪場に自転車を入場させ、又は出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）は、午前8時15分から午後9時45分までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 生涯学習センター（大和市渋谷学習センターを除く。）の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 大和市渋谷学習センターの休館日は、毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(利用者資格等に関する登録)

第8条 生涯学習センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の利用者資格等に関する登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、公開の室等若しくは大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用又は大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターアリーナの個人利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。

(1) 集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある者

(2) その他指定管理者が管理上その登録を不適切と認めた者

3 指定管理者は、前項の規定により登録をしないときは、その理由を付して、直ちに、その旨を当該登録の申請をした者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

(利用の承認)

第10条 生涯学習センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ第8条の規定による登録を受けた上で、指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を利用するときは、この旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認及び利用承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの利用を承認しない。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) 葬儀、告別式等に利用するとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (6) その他指定管理者が管理上その利用を不相当と認めたとき。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第10条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金等)

第12条 利用者は、利用する室等の区分に従い、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2から別表第6までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 社会教育関係団体が本来の目的をもって利用する場合その他指定管理者が特に必要と認めた場合は、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、利用者及び公開の室を利用する者（以下「利用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。

- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他指定管理者が管理上その利用を不相当と認めるとき。

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、承認を受けた目的以外に生涯学習センターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第15条 利用者等は、生涯学習センターの利用を終えたときは、直ちに原状に復さなければならない。

- 2 利用者等が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が利用者等に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、利用者等の負担とする。
- 3 前2項の規定は、利用者等が第11条第2項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止させられた場合及び第13条の規定により退館させられた場合に準用する。

(損害賠償)

第16条 利用者等は、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第21号)

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大和市民会館条例(昭和38年大和市民会館条例第35号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に大和市民会館条例および改正前の大和市民文化会館条例の規定に基づき行なわれた手続き、または支払われたもしくは支払われるべきであった使用料その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第14号）

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の大和市文化会館条例の規定に基づき行なわれた手続き、または支払われたもしくは支払われるべきであった使用料その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第40号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第18号）

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第25号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた使用の承認については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第36号）

この条例は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則（昭和61年条例第43号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第24号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び別表第2の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 1

附 則（平成11年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例の一部改正)

- 3 大和市ホテル等の建築の適正化に関する条例（昭和62年大和市条例第29号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成13年条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条の規定は、平成14年2月1日から、第2条及び第3項の規定は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の第1条による改正後の別表の規定は、平成14年4月1日以後の使用の申請について適用する。

(大和市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成16年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市生涯学習センター条例（以下この項において「新条例」という。）別表第2に規定する使用料の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前に行うことができる。

附 則（平成26年6月30日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11月3日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）第13条第6項の規定により準用される新条例第10条の規定による利用の承認、新条例別表第3の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前に行うことができる。

附 則（平成29年9月28日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び附則第4項から第8項までの規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例（以下この項において「新条例」という。）第13条第6項の規定により読み替えて適用される新条例第10条の規定による大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに係る利用の承認、新条例別表第4の規定に基づく利用料金の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、市長及び教育委員会がそれぞれの権限において第2条の規定の施行前に行うことができる。
- 3 第3条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例（以下この項において「新条例」という。）第10条の規定による大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター及び大和市渋谷学習センターに係る利用の承認、新条例別表第3、別表第5及び別表第6の規定に基づく利用料金の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、市長及び教育委員会がそれぞれの権限において第3条の規定の施行前に行うことができる。

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正)

- 4 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第4項の規定の施行の際、現に同項の規定による改正前の大和市文化創造拠点に係る指定

管理者の指定等に関する条例第19条の規定に基づく審議会の委員（以下この項において「旧審議会の委員」という。）である者は、改正後の大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条に基づく審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員として委嘱された日から起算する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（やまと芸術文化ホール条例の一部改正）

7 やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市屋内こども広場条例の一部改正）

8 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年6月28日条例第17号）

この条例は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

7 施行日前に第3項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、これらの規定による改正後のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってしたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
大和市生涯学習センター	大和市大和南一丁目8番1号
大和市つきみ野学習センタ	大和市つきみ野五丁目3番地5

ー	
大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター	大和市中心林間一丁目3番1号
大和市桜丘学習センター	大和市福田一丁目30番地1
大和市渋谷学習センター	大和市渋谷五丁目22番地

別表第2（第12条関係）

1 大和市生涯学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
講習室	2時間につき 2,500円
大会議室	同 1,600円
中会議室	同 1,000円
小会議室	同 800円
スタジオ（大）	同 1,500円
スタジオ（中）	同 600円
スタジオ（小）	同 300円
和室	同 1,000円
美術・工芸室	同 2,200円
調理実習室	同 1,600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体（財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。以下同じ。）の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額

場所名	金額
市民交流ラウンジ	1人1回2時間につき 100円

備考 市民交流ラウンジは、事前の予約を要しないものとし、当日に利用の承認を受けてから2時間の利用時間とする。

別表第3（第12条関係）

大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
会議室	2時間につき 600円
講習室	同 800円
集会室	同 1,200円
和室	同 600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

別表第4（第12条関係）

1 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター会議室等利用料金の上限額

室名等	金額	
会議室1	2時間につき 1,000円	
会議室2	同 1,600円	
会議室3	同 1,300円	
会議室4	同 900円	
会議室5	同 1,000円	
多目的室	会議室6	同 1,500円
	会議室7	同 1,900円
	会議室8	同 1,500円
アリーナ	全面	同 3,600円
	2分の1面	同 1,800円
	個人利用	午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までの区分ごとに 大人 250円 小人 100円

	未就学者 無料
--	---------

備考

- 1 利用（アリーナの個人利用を除く。）の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

2 駐輪場利用料金の上限額

金額	1日1回の上限
360分までごとに100円	200円

備考

- 1 入出場可能時間内に駐輪場から自転車を出場させていないため1回の駐車時間が2日以上にわたるときの駐輪場の利用料金は、次に掲げる額を合計した額とする。
 - (1) 入出場可能時間内の駐輪場の利用料金を1日ごとに算定した額
 - (2) 入出場可能時間を超過するごとに200円
- 2 第12条第1項の規定にかかわらず、駐輪場の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の後に直ちに精算し、支払わなければならない。

別表第5（第12条関係）

1 大和市渋谷学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
302スタジオ	2時間につき 900円
303スタジオ	同 1,200円
304講習室	同 1,200円
305講習室	同 1,200円
306和室	同 900円
307会議室	同 900円
308会議室	同 900円
309講習室	同 1,200円

310講習室	同 1,200円
--------	----------

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市渋谷学習センター多目的ホールの利用料金の上限額

利用日	金額
平日	2時間につき 4,500円
日曜日、土曜日及び休日	同 6,000円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を3,000円以上徴収する場合の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。ただし、当該団体が入場料等を3,000円以上徴収する場合は、通常支払うべき利用料金に4を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金には、多目的ホールに付随する楽屋の分を含む。

別表第6（第12条関係）

附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
団体用倉庫等	1区画	1月につき 1,000円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。